

令和4年 第12回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和4年11月25日(金) 午後1時23分～午後2時52分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 宇佐美幸雄	2番 山田 茂	3番 竹内 佳重
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 井上 豊
	7番 芝崎 篤子	8番 眞砂 幸光	9番 神宮 俊夫
	10番 戸塚 勉	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 田中 正明	14番 中山 範雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 幸則	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	新部 俊之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議長 ただいまから令和4年第12回農業委員会総会を開催いたします。

出席委員は17名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 それでは、異議なしと認め、1番宇佐美幸雄委員・16番伏田再子委員の両君を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。

令和4年10月25日開会の第11回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係4件、5条関係28件につきましては、令和4年11月16日付で許可書を交付しました。

なお、5条11番、株式会社〇〇の申請につきましては、高崎土木との協議完了後に交付する予定となっております。

現況証明の10月分の取扱いについてですが、2件、4筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、許可書を交付しました。

関東ブロック女性農業委員等研修会が11月9日に栃木県宇都宮市のホテル東日本宇都宮で開催され、芝崎委員、伏田委員が出席しました。

群馬県農業会議の第8回常設審議委員会が11月16日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席しました。

西部農村女性会議の第2回役員会が11月24日に高崎市の合同庁舎で開催され、伏田委員が出席しました。

市長・議長に対する施策意見書・要望書の提出が11月25日に市役所203会議室、正副議長室でそれぞれ行われ、丸山会長、宇佐美職務代理、眞砂委員、橋本委員、中山委員、浅野委員長、須藤副委員長が出席しました。

報告は以上となります。

次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年11月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の8件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件は全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

3番。

3番委員 3番です。議案第1号、農地法第3条関係の6番です。この場所については、周りじゅうは太陽光発電になって、挟まっている場所で、ほかに農地のほうの苦情はないと思われまますので、ご承認してください。よろしくお願いします。

議 長 ほかにありますか。

5番。

5番委員 5番です。議案第1号の3番なのですが、これは農地付空き家住宅ということで、畑のほうはこの住宅譲渡し人から100mも行かないぐらいのところにある土地です。特に耕作はしていなかったのですが、そんなに草も生えている状況にはないし、空き地状況のようなあれでした。今後こちらへ定住する意向があるのですが、保有している機械の状況、それから見ても特に問題はないと思います。

以上です。

議 長 ほかに。

9番。

9番委員 9番です。議案第1号、農地法第3条、2番、所有権移転のあれなのですが、この土地は所有者は〇〇にいまして、それでその土地は近所の方が作っていたのですが、高齢ということでできないということで、こちらの方に譲り渡したということなので、今までも大きな農業をされていまして、作付もされて管理されておりますので、特に問題はないと思います。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第1号、農地法第3条の4番と5番です。〇〇というところで、〇〇という反対側のところのちょっと下に花のところがある。その上です。これを見ますと、正直なところ、新しい試みで、内容を聞きますと、ブドウ、シャインマスカットを植えて育てるということです。現地調査も行ってきました。急峻な斜面、本当に、横のほうに農機が書いてありますけれども、こういった機械が使えるかなと思うのですけれども、新しい試み、それから荒廃した山林、農地ということもありまして、この地元の説明会のほうも何かなさっているよ

うです。問題ないと思いますので、ぜひ新しい試みを支援したいと思います。
よろしく申し上げます。

議 長 ほかにありますか。

1 1 番。

1 1 番委員 1 1 番です。1 号、3 条の 1 番ですが、これは、この申請地は長年にわたり耕作されておらない土地であり、周りには雑木が生い茂っているというような状態であり、長年この申請者は一生懸命、今現在〇〇という若さで一生懸命やっているということで特に問題はないので、よろしく願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条の 7 番です。これは〇〇から〇〇への贈与ということで、〇〇もすぐ近所に住んでおまして、何ら問題はないと思われまます。よろしく申し上げます。

議 長 ほかにありますか。

1 5 番。

1 5 番委員 議案第 1 号、農地法 3 条の 8 番のところですか。この畑は受け人のすぐ隣の畑になります。受け人もかなり農業の専門家で、引き続いてきれいに耕作しているものと思われまますので、問題ないかと思ひます。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ、質疑を打ち切ります。

それでは、お諮りします。議案第 1 号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番から 3 番の 3 件、3 班に 4 番から 8 番の 5 件、以上合計 8 件を付託します。

次に、日程第 4、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明願ひます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年11月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、11月21日に実施された4条、5条申請の現地調査対象案件は10件、こちらの調査においては、この後の議案なのですが、5条18番の申請地の農地区分について異議がありました。この後、審査班において審査をお願いしたいと思います。その他の案件につきましては、現地調査の結果、特段問題とされるようなことは見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第2号、農地法第4条の申請は議案書2ページ記載の2件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。議案第2号、農地法第4条の2番です。これ、太陽光発電の事業の継続ということで問題ないかと思われれます。現地へ行ってみましたら、きちんと敷きわら等をしてありまして、管理されていますので、これは問題ないと思います。

以上です。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ、17番からお願いします。

議案第2号の1番ですが、こちらは先日皆さんで現地確認をしたところでありましたが、過去において水稻がきちんと作付されており、その後収穫もきちんとされておりますので、3年間の申請になっておりますが、特に問題がある案件ではないと考えますが、ご審議の参考に申し上げます。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ、質疑を打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含み置きください。

それでは、お諮りいたします。議案第2号については、審査班に審査を付託し

たいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要性が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、3班に1番及び2番の2件、以上合計2件を付託いたします。次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年11月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書3ページから5ページ記載の21件及び議案書6ページ記載の計画変更2件の計23件です。議案第2号の冒頭でも申し上げましたが、5条18番申請については農地区分について異議がございましたので、審査班について審査をお願いします。そのほかの申請につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いいたします。

3番。

3番委員 3番です。議案第3号、農地法第5条関係の4番と14番です。

まず、4番のほうから。この場所については、現状がすぐ隣にあって、あとは駐車場の取付け道で、駐車場の宅地に回り、それで西側は田んぼになりますけれども、問題ないと思われまますので、よろしくをお願いします。

それから、14番については、この場所については今自分の会社の敷地内のちょうど西側に当たるところで、ほかの農地については問題ないと思われまますので、よろしくをお願いします。

議長 ほかにありますか。

5番。

5番委員 5番です。議案3号の第5条関係の6番と8番です。

まず、6番なのですが、これは前の所有者が宅地に持っていたところを、宅地

も含めて、隣接する農地も所有したいということで出てきた部分です。道の反対側は駐車場になっていたりしているのですが、これは特に影響ないかと思えます。

それから、8番、これは西、東、南が全部住宅になっています。北側は道路があつて、その反対側は太陽光発電。ですから、全く、よくあの土地が残ったなというぐらいの場所ですので、特にこれも問題が生じるような場所ではありません。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

4番。

4番委員 4番です。議案第3号、農地法第5条関係の20番でございます。現地を見たところ、太陽光発電ということですが、周りに与える影響はないと考えますので、よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

議 長 2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の17番です。この場所の北は道を隔てて倉庫であり、南は〇〇の崖の上にあります。また西側のところは耕作放棄地、東は住宅地ということで、これは問題ないかと思われま。

以上です。

議 長 10番。

10番委員 10番です。議案第3号、農地法第5条の許可申請関係、7番、これは、現在住んでいる隣に住宅を新築する予定になっておりますが、その間に駐車場として現在使われており、売買かたがた始末書ということでよろしく願います。問題ございません。

議 長 7番。

7番委員 7番です。議案第3号、農地法第5条の15番です。この土地は、東側は道路を挟んで道が開けていまして、西側、南側は宅地になっております。建築地としての転用は問題ないと思えます。よろしく願います。

議 長 ほかにありますか。

11番。

11番委員 11番です。議案3号、5条関係の10番ですが、これは譲渡人側も高齢だということで、財産処分ということで、住宅及び土地の処分をするということな

のですが、これは〇〇の人が購入するのですが、土地つきとうち、それで住むには駐車場がないのです。駐車場と、北側が住宅、南側が庭と畑になっているのです。庭のほうは駐車場と、その奥が、南側が畑、家庭菜園をするということで、これは第3種農地ということで特に問題はございません。よろしくお願いいたします。

議 長 14番。

14番委員 14番です。議案第3号、農地法第5条、6件ほどあるのですけれども、順番にいきたいと思います。

まず3番、これは住宅拡張用地です。住宅のすぐ隣の土地でございませけれども、ここは既に持ち主が建売用として購入して持っている土地であって、特に問題ないと思われま。

次に、5番です。これは持ち主の〇〇、家を建てるということで、〇〇に貸しますよということ、両サイド住宅で、裏側は農地なのですけれども、くいが打ってあったのを見ると十分空間も取ってあって、耕作に問題ないと思われま。

続きまして、11番、太陽光発電用地です。これは周りが全部貸出人の土地であって、特に農地等に問題あるということはありません。

続きまして、12番、〇〇ですね。これは持ち主が住宅を建てるということで取得してあった土地を、やはり〇〇に貸し出す、貸し渡すというか、〇〇の家を建てるということで申請が出ております。このとおり問題ないと思われま。

次に、16番、これは分譲用地ですけれども、もう既にこの周辺、だいぶ分譲というか、家が建ち並んでいる場所でありまして、特に、行ってみても問題ないと思われま。

最後に、21番です。太陽光発電用地ですけれども、既に両わきが太陽光発電、パネルがもう設置して、稼働しております。何ら問題ないと思われま。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 議案第3号、第5条の9番です。この案件は第1号の5番にもこの〇〇さんと〇〇さんの名前は上がっていますけれども、共同開発といいますか、そんな感じなのかなと思うのですけれども、太陽光発電を営農型でやって、その下にブドウをやると。本当に新しい試みであるし、購入してすぐこういうふうにと

いうか、〇〇の〇〇さんも購入したり、〇〇さんが共同購入してやるというのもまた目新しいものかと思えますけれども、前にも言いましたけれども、推奨していきたいと思っています。また、できた後は見つめていきたいと思っていますので、ぜひ申請のほうをお願いします。

議 長 ほかに。

13番。

13番委員 13番です。議案第3号、農地法第5条の1番です。この場所は田畑を、去年まではソバを作っていたのですけれども、その後露天駐車場にしたいということなので、転用について問題ないと思われま。

なお、両左右住宅になっておりますので、問題ないと思えますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第3号 農地法第5条関係の13番の申請ですが、ここは北側と南側が住宅地になっておりまして、あと、さらに南側は太陽光発電が現在されているところです。しかし、進入路は県道に面しておりますので、特に太陽光発電用地としては問題ないかと思えます。

以上です。

議 長 1番

1番委員 1番です。議案3号、農地法5条の申請に2番と18番、19番、3件になります。

まず、2番からいきます。農地で言いますと2種農地になります。農地の固まりの端っこになりますので、問題はないかなと思えます。

それと、19番、これも2種農地ということで、農地の集団の端になりますので、問題はないと思えます。

それと、18番、ここが2種農地ということになっていますが、農地の西側にずっと農地が広がってしまっていて、農地の団地といいますか、集団農地になっております。ちょうどその話であると思えますが、2種ではないのではないかという話です。担当の農業委員としまして、この辺は一带が土地、土も大変よくて、水はけもいいところなのです。農業委員とすると、個人的には未来永劫といえますか、未来に対して残していきたい土地ではないかなと思っています。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含み置きください。

議長 それでは、お諮りいたします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合、連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から7番の7件、併せて計画変更1番の計8件、2班に11番から21番の11件、併せて計画変更2番の計12件、3班に8番から10番の3件、以上合計23件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 2:13)

(書類審査)

(再開午後 2:30)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の4番、5番及び関連する議案第3号、農地法第5条関係の9番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号4番、5番及び議案第3号9番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号4番5番及び議案第3号9番申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

4番ほか申請者 私は、一般社団法人〇〇と申します。今回申請者である合同会社〇〇の役員もしております。

安中の〇〇というところで1万2,000平方mほどを合同会社〇〇のほうで取得をしまして、上で〇〇さん、営農型の太陽光発電所を幾つか経営されているところなのですが、そちらのほうで上では発電事業を行われる。下のほうで

は、私ども〇〇が実績のあるシャインマスカットをやりたいというふうに考えております。シャインマスカットについては、私どもの本部である〇〇では既に5年前、6年前から現実に私ども営農型太陽光発電所の下でシャインマスカットの栽培をしております、非常に品質のいいブドウが取れるという結果を得ていますので、今回その技術をもってこちらのほうの安中のほうで栽培をやりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

4番ほか申請者 〇〇の〇〇と申します。今回は発電事業者のほうになっております。今回は営農型の太陽光発電所の権利を取得させていただきまして農業のほうをどうするかということで、〇〇さんの方にご相談させていただいて、ブドウが付加価値が高くて実績もあるということで、ご協力をお願いして一緒にやらせていただくという形になりました。発電事業の下でシャインマスカットをやって実際の販売は4、5年後になるということなんですけれども、営農型の太陽光発電所としてブドウと発電事業を一緒にやっていきたいと思っています。よろしく申し上げます。

議長 以上でよろしいですか。

申請者の説明が終わりました。

質問のある方お願いします。

14番。

14番委員 14番です。ソーラーパネルの下でブドウの栽培というのはこの辺では見たことない。我々も初めてのことで、説明を見ますと遮光率50%とか60%ということで、初め心配したのですけれども、実際〇〇で実践して成功を上げているということで、大変すばらしいといったところで、我々農業委員会としても本当に成功させていただきたい、非常にそう思っております。

ただ、先日現地を見に行ったところ、かなり急勾配があったり、山間部で非常に獣が多いですね。そういった対策等、当然考えていることだろうと思いますけれども、そういった心配もあります。最近獣だけでなく、高級ブドウ、シャインマスカットは大分盗難に遭ったりするということで、〇〇からこちらのほう、大分距離があるので、管理の面とかその辺は大丈夫なのだろうか、心配があるのです。その辺はいかがですか。

4番ほか申請者 管理につきましては、既に〇〇に〇〇の立場で雇用をして、働いていただける方を確保してございまして、そこが農作業用具の保管所になったり倉庫になったり、あるいは、〇〇の支局として稼働するような形になります。

あと、動物対策は、基本的に太陽光発電施設なので、要するに動物が入ってこないような。もしイノシシが出るようだったら、電気柵とか、そういった対応も考えられるでしょうし、あと、ブドウ自体が比較的高い180cm位の所に下がってくるということで、動物も手出しづらいのかなということは思います。

議長 14番。

14番委員 ただ、猿とかの場合は相当な、電柵も絡んできたり、相当な囲い、しっかりと保護しないと、周り野菜等も大分被害を受けておりますし、ハクビシン等は、そういうのも木に登っているわけで、そういった動物が非常に心配されるのですが。

4番ほか申請者 状況を見ながら対策は取っていきたいと思います。〇〇も山の斜面とか、そういったところにありますので、やはり動物対策というのは皆さんで、一丸となってやっていますので、状況を見ながら、どういう被害を受けたのか、ではどういう対策を行おうかというようなことを考えていきたいと思っています。

14番委員 分かりました。

議長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 8番です。地元の近いところなのですがけれども、今話がありましたように、獣害対策、確かに〇〇のほうでもブドウ園とかサクランボとか桃、あの辺のところを見ますと、鹿よけぐらいまではしてありますよね。

4番ほか申請者 はい。

8番委員 3段ぐらいにしてね。ただ、この計画書で見ると、柵はなしというふうに書いてありますけれども、特にあの辺はイノシシもさることながら、鹿が多いです。今話が出ましたように、ハクビシン、アライグマ、それからタヌキ、その辺までいますから、獣害対策をきちっとしておかないと、苗が植えて5年より収穫見込みと書いてありますけれども、苗を植えて鹿にすぐかじられると思います。そばに、うちの辺の梅の木、多分〇〇のほうでは梅の木なんかあまりないと思いますけれども、向こうに行くと桃、ああいったもの、類いは鹿が食べて枯らしてしまいますから、その点は非常に注意したほうがいいと思います。

それから、〇〇からあの場所までって、多分1時間で来られるかな。思った以上に、現地を見ていると思いますけれども、遠いと思います。いろいろ非常時を想定して、対策を取ったほうがいいと思います。

それから、1つ付け加えておきますけれども、台風19号のときにあそこの場所の東側の沢があるのですけれども、そこで土砂災害が起きています。多分あそこのところ、今見たときは、沢のところに護岸工事がしてあって、一応対策はしてあると思うのですけれども、今ある木を切って、何も無いような状態にすると、大雨が降ったときにもしかしたら流されてしまう危険性もあると思います。

そんなことも含めて注意をするとともに、新しい試みで、もしこれが成功すると、うちのところにもつくってくれないかなというような人がいろいろ現れると思いますし、特に〇〇地区は急峻なところが多いですから、急峻なところにソーラーパネルを造ると景観が悪くなるぞという話よりも、ブドウが植わっているのといつて非常に好印象を受けますし、もしかしたら〇〇のほうからシャインマスカットを取りにいこうなんていうキャンペーンももしかしたら始まるかも分かりませんので、ぜひ頑張ってください。よろしく申し上げます。

議長 質問ではないですね。

8番委員 アドバイスです。

議長 アドバイスね。

ほかにありますか。

17番委員 なければ、では17番から。

どうも本日はご苦労さまです。先日現地を確認させていただいて、何人かの方が言いましたけど、かなり急傾斜の土地で、〇〇からって、〇〇に現在何名雇っていらっしゃるんですか。

4番ほか申請者 2名です。

17番委員 2名。今後は需要に応じて増やしていくということでよろしいのですかね。はい、分かりました。

何名かの方が言いましたが、安中市の農業委員会としても新規の事業で、非常に期待をしているところでございます。先ほど8番委員もおっしゃっていますが、あの辺は梅原が非常に多い地域で、もしこれがうまくいったら、願わくば、10haでも20haでも。景観の問題もあるので、あまり下のほう、県道沿いとかはちょっと問題があるかもしれませんが、それ以外のところでどんどん掘っていただいて、新しい事業として、安中市としてもこれを応援したいので、これがうまくいくようでしたら市長にも申入れして、安中市としてもバックアップして、PRして、お客さんを呼べるような観光農園とか考えていただければ、

夢がどんどん、どんどん拡がるような、わくわくしてきてしまうような事業なので、要望ですけどぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。

4 番ほか申請者 自信がありますので。

1 7 番委員 自信があるとは、すごいですね。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。ご苦労様でした。

(議案第 1 号 4 番 5 番及び議案第 3 号 9 番申請者退出)

議 長 ここで審査班の意見取りまとめるため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2 : 4 2)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2 : 4 3)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、議案第 1 号に対する書類審査結果について、審査班からの報告を求めます。

1 班。

1 班班長 8 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条関係です。1 班に付託されました議案 1 号の農地法第 3 条関係は、1 番から 3 番です。この 3 件でした。審査班で農地法第 3 条の許可基準によりまして審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 3 班。

3 班班長 1 4 番です。3 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、4 番から 8 番の 5 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 1 号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。
3班。

3班班長 14番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番と2番、2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班からの報告を求めます。

1班。

1班班長 8番です。1班に付託されました議案第3号、農地法第5条関係は、1番から7番の7件、それから計画変更の1番でした。審査班で農地転用の許可基準により審査しました結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 2班。

2班班長 11番です。2班に付託されました議案第3号、農地法5条関係は、11番か

ら 21 番及び計画変更の 2 番の 12 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、18 番を除くほかの案件については審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしており、許可相当であります。また、18 番申請書については、議案書及び審査表において第 2 種農地とされておりますが、11 月 21 日に実施した会長、職務代理、各班班長による事前現地調査及び審査班による審査の結果、おおむね 10 ha 以上の規模の一団の農地に含まれ、良好な農業条件を備えている第 1 種農地と判断いたしました。農地法第 5 条第 2 項第 1 号口に該当するため、許可要件を満たしておらず、不許可相当であります。

以上です。

議 長 3 班。

3 班班長 14 番です。3 班に付託されました議案第 3 号、農地法第 5 条関係は、8 番から 10 番の 3 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 3 号に対する質疑を行います。ありませんか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第 3 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第 6、議案第 4 号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和 4 年 11 月 25 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書 7 ページ記載の 8 件です。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 4 号、農用地利用集積計画の承認については原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和 4 年第 12 回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 2 時 52 分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和 4 年 11 月 25 日

安中市農業委員会会長

1 番委員

16 番委員